

地域貢献型 広告の 広告主募集

市では、市内における地域貢献型広告（電柱広告）に関して、東電タウンプランニング株式会社と協定を締結しました。

この協定は、電柱広告のスペースの一部を利用し、地域の防災に必要な避難所等の案内を目的としています。

設置に当たっては、趣旨にご賛同いただける事業者の方からの広告収入を活用します。

多くの方がご覧になる有効な広告媒体となりますので、ぜひご検討ください。

問合せ 広告に関すること
東電タウンプランニング株式会社

ごみ減量大作戦!!

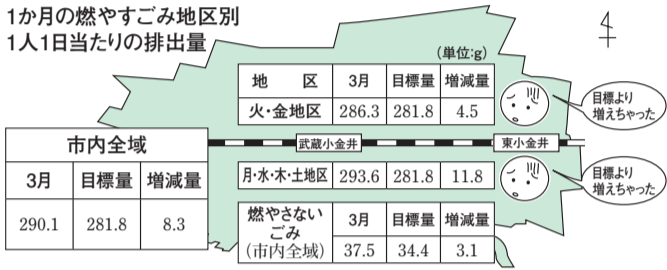
日ごろから、ごみの減量と資源化にご協力いただきまして、ありがとうございます。

平成27年度から、本欄では、燃やすごみの排出量（家庭系）について、市民1人1日当たりの排出量を281.8g以下とすることを目標に設定し、月ごとの結果をお知らせしています。この1年間の結果は、285.9gとなり、目標値に対して4.1g上回る結果となりました。また、燃やさないごみについては、目標値34.4gに対して、35.6gとなりました。

燃やすごみの減量で大切なことは、ごみになるものを元から減らすリデュース（発生抑制）です。買い物にマイバッグを利用し、レジ袋をもらわないようにすると、レジ袋Lサイズ1枚で約7g、マイはしを利用すると、割りばし使用の場合に比べて約8gがごみの減量になります。また、ばら売りや量り売りを活用し、必要な分だけを買うようにしたり、過剰な包装を断ることも、ごみの減量につながります。

市では、平成28年度一般廃棄物処理計画を策定しました。情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）、図書館本館・各分室で閲覧できるほか、市ホームページからダウンロードできます。市のごみ減量についてご理解を深めていただくためにも、ぜひご活用ください。

問合せ ごみ対策課減量推進係 ☎042-387-9835



高齢者住宅管理人募集

住居および勤務場所 シルバピアグリーン管理入室（緑町3-9-8）

条件 次のすべての条件を満たす方
▽ 平成28年4月1日現在65歳未満の、心身ともに健康

その他 面接試験 6月29日（水）
採否決定 7月上旬
就労開始 8月（予定）
管理入室は約42平方メートル（2K）押し入れ・床の間、ふろ、便所、ベランダ有り。
熱源はすべて電気。管理人員



会社 ☎0120-159-841、事業に関すること 地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807

この報告書は、ごなたでも申請のうえ閲覧することができま

以下の二戸建て住宅 実施調査機関 (一社) 東京都建築士事務所協会南部支部

申込 申し込みは、電話、ファクスまたはEメールで住所・氏名(ふりがな)・電話番号またはファクス番号・建築年月日をまちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9866 FAX 042-387-2331 899@koganai-shi.jp

閲覧期間 5月30日(月)からの午前8時30分午後5時(正午〜午後一時、土曜・日曜・祝日を除く)

閲覧場所 情報公開コーナー (市役所第二庁舎6階) 問合せ 総務課情報公開係 ☎042-387-9835

「政治倫理の確立のための小金井市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長の資産等報告書が提出されました。

対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て

木造住宅無料簡易耐震診断

市民課(市役所第二庁舎1階)での手続きの際には、第

なりすまし防止のため 本人確認にご協力を

強引な訪問販売被害に遭わないよう高齢者の見守りを!

一人暮らしの高齢者、高齢夫婦のみ世帯が増加傾向にある中で、高齢者の消費者トラブルが増えています。

事例1 防犯協会から来たと来訪した事業者が、断っているにもかかわらず、勝手に鍵を交換してしまつた。改めて断るとも不安だ。

事例2 布団除湿剤の販売業者から「無料で布団クリーニングする」と再三電話があった。断ったが、突然来訪し、断りもなく布団2枚を持って行ってしまつた。

事例3 高齢の父が訪問販売で消火器を購入した。まだ使えるものだったが、父に聞いてもよくわからない。次々販売の被害に遭っているようだ。

アドバイス 一人暮らしの高齢者は、後で嫌がらせされると怖いなど不安になり、断ることもできないときあらめる場合があります。はっきり断る姿勢を見せないと次々とさまざまな商品、サービスの勧誘を受ける恐れがあ

現在、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう見守るために、福祉の窓口、消費生活相談窓口の連携に努めています。商品や代金の返還時に、地域包括支援センター職員が立ち会って見守ってくれた場合もあります。

高齢者の被害を防ぐためには、家族、友人、介護サービス関係者の見守りが欠かせません。被害に遭ったら、また被害の相談を受けたら、まずは消費生活相談室にご相談ください。

訪問を受けた高齢者が契約自体をよく理解していない、忘れてしまうケースも見受けられます。この場合も悪質な事業者が判断力不足に付けこみ次々とさまざまな商品、サービスを契約させる恐れがあります。

訪問販売では、クーリング・オフの記載書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)できます。また、「誓す」、「判断力不足に付け込む」などの勧誘行為は禁止されています。

クーリング・オフ記載書面を渡さない、電話で断ったときにクーリング・オフできないと言ふ悪質な事業者も見受けられます。この場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフできません。

現在、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう見守るために、福祉の窓口、消費生活相談窓口の連携に努めています。商品や代金の返還時に、地域包括支援センター職員が立ち会って見守ってくれた場合もあります。

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

名称	とき	ところ	内容	問合せ
児童発達支援センター運営協議会(※)	5月16日(月) 10:00~	前原暫定集会施設2階B会議室	児童発達支援センター「きらり」の業務内容等について	自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9848
第1回青少年問題協議会専門委員会	5月16日(月) 10:00~	市役所西庁舎第五会議室	専門委員会による青少年問題に関する協議	児童青少年課児童青少年係 ☎042-387-9847
地域自立支援協議会(※)	5月17日(火) 17:00~	前原暫定集会施設1階A会議室	障がい者施策全般について	自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9848
公立保育園運営協議会(※)	5月21日(土) 15:30~	市役所第二庁舎8階801会議室	公立園の現状確認と保護者が求める事業について	保育課保育係 ☎042-387-9846
第8回公民館運営審議会	5月26日(木) 10:00~	市役所第二庁舎8階801会議室	公民館事業について ほか	公民館本館 ☎042-383-1184
男女平等推進審議会(※)	5月26日(木) 14:00~	前原暫定集会施設2階B会議室	(仮称)第5次男女共同参画行動計画案の策定について	企画政策課男女共同参画室 ☎042-387-9853
第1回認知症ケアパス検討委員会	5月26日(木) 19:00~	前原暫定集会施設2階B会議室	認知症ケアパス内容原案検討等	介護福祉課包括支援係 ☎042-387-9845
市民健康づくり審議会	5月26日(木) 19:30~	前原暫定集会施設1階A会議室	保健衛生事業について ほか	健康課健康係 ☎042-321-1240
情報公開・個人情報保護審議会	5月27日(金) 18:00~	市役所第二庁舎8階801会議室	個人情報保有等届け出の報告、諮問について	総務課情報公開係 ☎042-387-9926
第44回市民参加推進会議	5月27日(金) 19:00~	前原暫定集会施設2階B会議室	市民参加条例の運用状況等について	企画政策課企画政策係 ☎042-387-9800



三者による虚偽の届け出や証明書の不正取得を防止するため、来庁した方の本人確認を実施しています。運転免許証、パスポート、個人番号カード(顔写真付き住基カードを含む)等をお持ちください。なお、保険証等の顔写真がありません。

問合せ 市民課市民係 ☎042-387-9830

訪問を受けた高齢者が契約自体をよく理解していない、忘れてしまうケースも見受けられます。この場合も悪質な事業者が判断力不足に付けこみ次々とさまざまな商品、サービスを契約させる恐れがあります。

訪問販売では、クーリング・オフの記載書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)できます。また、「誓す」、「判断力不足に付け込む」などの勧誘行為は禁止されています。

クーリング・オフ記載書面を渡さない、電話で断ったときにクーリング・オフできないと言ふ悪質な事業者も見受けられます。この場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフできません。

現在、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう見守るために、福祉の窓口、消費生活相談窓口の連携に努めています。商品や代金の返還時に、地域包括支援センター職員が立ち会って見守ってくれた場合もあります。

高齢者の被害を防ぐためには、家族、友人、介護サービス関係者の見守りが欠かせません。被害に遭ったら、また被害の相談を受けたら、まずは消費生活相談室にご相談ください。

訪問を受けた高齢者が契約自体をよく理解していない、忘れてしまうケースも見受けられます。この場合も悪質な事業者が判断力不足に付けこみ次々とさまざまな商品、サービスを契約させる恐れがあります。

訪問販売では、クーリング・オフの記載書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)できます。また、「誓す」、「判断力不足に付け込む」などの勧誘行為は禁止されています。

クーリング・オフ記載書面を渡さない、電話で断ったときにクーリング・オフできないと言ふ悪質な事業者も見受けられます。この場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフできません。

現在、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう見守るために、福祉の窓口、消費生活相談窓口の連携に努めています。商品や代金の返還時に、地域包括支援センター職員が立ち会って見守ってくれた場合もあります。

高齢者の被害を防ぐためには、家族、友人、介護サービス関係者の見守りが欠かせません。被害に遭ったら、また被害の相談を受けたら、まずは消費生活相談室にご相談ください。

訪問を受けた高齢者が契約自体をよく理解していない、忘れてしまうケースも見受けられます。この場合も悪質な事業者が判断力不足に付けこみ次々とさまざまな商品、サービスを契約させる恐れがあります。

訪問販売では、クーリング・オフの記載書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)できます。また、「誓す」、「判断力不足に付け込む」などの勧誘行為は禁止されています。

クーリング・オフ記載書面を渡さない、電話で断ったときにクーリング・オフできないと言ふ悪質な事業者も見受けられます。この場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフできません。

現在、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう見守るために、福祉の窓口、消費生活相談窓口の連携に努めています。商品や代金の返還時に、地域包括支援センター職員が立ち会って見守ってくれた場合もあります。

高齢者の被害を防ぐためには、家族、友人、介護サービス関係者の見守りが欠かせません。被害に遭ったら、また被害の相談を受けたら、まずは消費生活相談室にご相談ください。

訪問を受けた高齢者が契約自体をよく理解していない、忘れてしまうケースも見受けられます。この場合も悪質な事業者が判断力不足に付けこみ次々とさまざまな商品、サービスを契約させる恐れがあります。

訪問販売では、クーリング・オフの記載書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)できます。また、「誓す」、「判断力不足に付け込む」などの勧誘行為は禁止されています。

クーリング・オフ記載書面を渡さない、電話で断ったときにクーリング・オフできないと言ふ悪質な事業者も見受けられます。この場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフできません。

現在、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう見守るために、福祉の窓口、消費生活相談窓口の連携に努めています。商品や代金の返還時に、地域包括支援センター職員が立ち会って見守ってくれた場合もあります。

高齢者の被害を防ぐためには、家族、友人、介護サービス関係者の見守りが欠かせません。被害に遭ったら、また被害の相談を受けたら、まずは消費生活相談室にご相談ください。